

平成 15 年 12 月 9 日  
図書研究委員会承認

## 茨城県立医療大学附属図書館資料の除籍に関する処理要領

(趣旨)

第 1 条 茨城県立医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）が図書館利用者の利用に供する目的で所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）を、資料として所蔵することから除くこと（以下「除籍」という。）については、この要領の定めるところによる。

(除籍の基準)

第 2 条 資料は、次の各項の一に該当するときは除籍することができる。

- 1 資料の汚損若しくは破損がはなはだしく、補修が不可能、又は補修費用が当該資料の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。
- 2 資料が所在不明となって 3 年経過したとき。
- 3 資料が借受者から回収不能となったとき。
- 4 研究・学術メディア委員会（以下「委員会」という。）において保存年限を定められた新聞・雑誌の各号については、各号の発行日から起算して定められた保存年限を経過したとき。
- 5 次の各号の理由から委員会において不用と判断されたとき。
  - (1) 資料が複本として存在し、かつ、所蔵する必要がないと認めるとき。
  - (2) 資料の内容が逐次的改訂又は改版等により利用価値を失い、かつ、保存の必要がないと認めるとき。
  - (3) 発行後相当期間が経過した資料の内、資料の内容が利用価値を失い、かつ、保存の必要がないと認めるとき。

(除籍の決定)

第 3 条 除籍する資料は、委員会の承認を経て、図書館長が決定する。

(除籍後の処理)

- 第 4 条 前条により除籍された資料については、茨城県の各機関に受入の希望を照会するものとする。
- 2 前項の照会の結果、受入の希望のあった資料については、茨城県財務規則（平成 5 年 3 月 31 日茨城県規則第 15 号 以下「財務規則」という。）第 240 条に基づき管理換えの手続をとるものとする。
  - 3 前項の照会の結果、受入の希望が無かった場合は、財務規則に基づき処分の手続をとるものとする。

付 則

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。